

8月は粗大ごみの収集はありません。

粗大ごみを出しても収集されませんので、9月以降に出すか、粗大ごみシールを貼付して桂苑に直接お持ちください。



○ ごみ焼却場(桂苑)へ直接搬入される方は、印鑑を持参のうえ、指定ゴミ袋に入れて搬入してください。(粗大ごみはシールを貼付)

【受付時間】9時~12時、13時~16時30分

○ 定期のし尿くみ取りの日以外の日で、上記のお休み前にし尿くみ取りを依頼する時は早めに各業者へ直接お問い合わせください。

8月のごみ収集などの日程

8月	ごみ収集	焼却場(桂苑)への一般持込	し尿くみ取り		
			矢次衛生	嘉穂衛生	総合開発
9日(月)	通常	通常	通常	通常	お休み
10日(火)	通常	通常	通常	通常	通常
11日(水)	通常	通常	通常	通常	通常
12日(木)	通常	通常	通常	通常	通常
13日(金)	通常	通常	お休み	お休み	お休み
14日(土)	お休み	通常	お休み	お休み	お休み
15日(日)	お休み	通常	お休み	お休み	お休み
16日(月)	通常	通常	通常	通常	通常



8月のごみ収集とし尿くみ取りのお知らせ

ごみ収集・し尿くみ取り

圏 保険環境課 生活環境係 ☎65・1097

給付金



低所得の子育て世帯生活支援特別給付金 特別給付金について

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金

圏 住民課 住民年金係 ☎65・3301

○ 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世代の雇用動向が悪化しており、失業や収入減少の中で子育ての負担も担わなければならない低所得の子育て世帯(ひとり親世帯以外)を支援するため、給付金を支給します。

【支給対象】次の①、②に該当する方が対象

- ① 令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)を養育する父母等(令和3年4月1日から令和4年2月28日まで)に生まれた新生児も対象になります。
- ② 令和3年度住民税(均等割)が非課税の方、または令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方(家計急変者)

※ 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給を受けた方は対象外。

【支給額】児童1人当たり一律5万円

【手続き方法】

- ① 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方(公務員を除く) ↓ 申請は不要です。

※ 対象となる方には、6月下旬に通知を送付しております。また、令和3年7月30日に児童手当の支給している金融機関口座に振り込み済みですので、通帳等によりご確認ください。

- ② 高校生のみ養育している方、公務員等で住民税非課税の方、令和3年4月1日から令和4年2月28日までの出生児世帯で住民税非課税の方及び家計急変者 ↓ 申請が必要です。

〔提出書類〕
 (1) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外)申請書
 (2) 申請書・請求者本人確認書類の写し(コピー)
 (3) 受取口座を確認できる書類の写し(コピー)
 (4) 収入見込み額申立書または所得見込み額申立書(家計急変者のみ)

【申請期間】令和3年7月1日(木)~令和4年2月28日(月)必着

【支給日】審査結果及び支払日は通知書にてお伝えいたします。

【制度全般についての問合先】

◎ 厚生労働省コールセンター
 ☎0120・811・166 (平日9時~18時)